

◇まちづくりの施策と基本方針◇

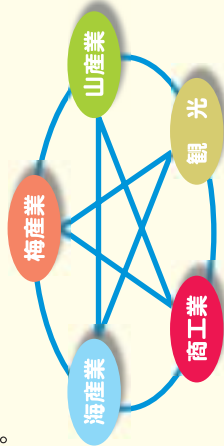
2 町村の迅速な一体化を促進し将来像の実現を図るため、基本方針に基づき、まちづくりの総合的かつ計画的な整備を推進するとともに、新町内の活性化に資する施策の展開を図るものとします。

- み 緑豊かで快適なまち
- な 永く住みたい魅力あるまち
- べ 便利・安心・安全なまち
- ご 互助・互恵のまち
- う うめ日本一の元気なまち

- 産業の振興・創造
- 教育・文化の充実・創造
- 保健・医療・福祉の充実
- 環境の整備・保全
- 生活基盤の整備
- 交流・連携の強化

1) 産業の振興・創造

第1次産業をはじめ特徴的な産業によって地域経済が支えられていくために、既存産業の振興とともに、新しい分野の起業の支援を進めます。



2) 教育・文化の充実・創造

こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべてのひとが自己実現できる環境づくりを進めます。また、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。さらに、数多くの歴史的文化的資源に恵まれた、地域文化の振興を図るとともに、次世代に伝えるしくみづくりを進めます。

6 次産業※の振興

農道整備事業、ため池等整備事業、基盤整備応急事業、農用地総合整備事業（緑道源機機事業）、漁港漁の活性化対策事業、林道整備事業

※6次産業
新町の主な産業（梅、備長炭、漁業）は、栽培（1次産業）・加工（2次産業）・流通（3次産業）の全ての業態が整っています。
1、2、3は足しても掛けても6になることから、業態・業種を超えてそれぞれが連携し、産業全体を盛り上げていくという意味を込めて6次産業とさせていただきます。

- 商業の振興 住民交流施設改築事業
- 観光・レクリエーションの振興
- 学校教育の充実 幼稚園改築事業、小中学校改築事業、学校給食事業
- 人権教育の推進 図書館、公民館等駐車場確保事業
- 生涯学習の充実
- スポーツ、レクリエーションの推進
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化の振興 文化財・遺跡保存事業

3) 保健・医療・福祉の充実

高齢者や障がい者の住みよい環境づくりの施策とともに、まめ細かで総合的な子育て対策により、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援、さらに高齢者や障がい者が生きがいや目標を持って暮らせ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

- 保健・医療の充実
- 福祉の充実 精神・知的・身体障がい者施設等支援、障害児放課後事業

4) 環境の整備・保全

すべての人に住みよく、住み続けたいまち、自然資源の保全とともに環境にやさしく災害に強いまちづくりをめざします。

- 自然環境の保全と活用
- 河川の整備
- 下水道等生活排水処理施設の整備 公共下水道事業、合併浄化槽等整備事業
- 衛生環境の充実
- 防災・交通安全・防犯等の推進 防災行政無線施設総合整備事業、防災対策事業
- 景観形成の推進

5) 生活基盤の整備

従来から進めてきた道路や上下水道などの生活基盤の整備を引き続き進めます。また、高速道路1.0周辺や幹線道路の整備のほか、子どもから高齢者まで安心して憩え遊べる公園や緑地の整備充実を進めます。

- 都市環境の整備
- 道路網の整備 道路改修、橋梁改修事業、国道424号道路改良事業（県事業）、県道改良事業（県事業）
- 公共交通の整備 コミュニティバス事業
- 上下道の整備 上下水道事業、簡易水道事業
- 公園の整備 公園整備事業、（合併記念環境保全自然遊林造成ほか）
- 情報・通信の整備 移動通信用設備施設整備事業
- 住環境の整備 公営住宅改修事業、河川整備事業（県事業）
- 行政サービスの機能強化 電算統合事業、地域公共ネットワーク基盤整備事業

6) 交流・連携の強化

新町の個々の魅力ある地域をさらに魅力あるものとするため、町内の連携や交流を促進します。また、近畿自動車道の整備や地域間幹線道路の整備により、圏域内や圏域間がより身近になることから、圏域全体の活力を向上するため、圏域内外はもとより、国内外も含めた交流・連携を促進します。

- 町内の連携・交流の促進 環境保全基金積立事業、生涯学習センター改築事業（市民センター）
- 紀南地域の連携・交流の促進
- 国内の連携・交流の促進
- 国際交流の促進